

前回部会における主な御意見

（細胞の調達）

- 医薬品では、生きた細胞が用いられる前提であり、食品に同じレベルの規制が適用されるのは合理的ではない。
- 細胞に由来するハザード等であれば、全ての工程において存在することになる。ハザード等が、細胞・培地・装置等のいずれに由来するものなのか明記すると議論しやすい。

（生産工程）

- 生産工程と収穫工程は基本的に不可分一体であり、特に使う物質については一緒に議論する方が効率的

（食品加工）

- アクリルアミドなど加熱加工時に生じる化学物質リスクもある。
- 栄養組成のみならず栄養阻害物質についても論点とすべき。
- EFSA では、用法用量や体内動態に関する情報も提出させている。
- 多様な消費者がいて、持病や免疫不全等をもっている消費者もいることに留意して議論されるべき。
- 食品加工の工程については、FAO・WHO のレポートでは、細胞培養食品特有のハザードはあがっていない。

（全般）

- 「細胞培養食品」という名称について社会的なコンセンサスは得られていないので、名称についても議論すべき。
- どのようなものに対して本部会で策定するルールを適用するのかその範囲、スコープも議論すべき。
- 中間取りまとめをまとめることと併せて規制のフレームワークをどうするのかについても決める必要がある。

- 食品の最終的な摂取形態に応じたハザードの重み付けを行い、確認するべき。
- ガイダンス等が策定されるなら、序文に背景や社会受容に係る記載があるとよい。